

2025年 ○月 ○日

文部科学大臣
あべ 俊子 様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石上 千博

2026年度政府予算編成に関する要請書

日頃から、地方分権にむけた地方教育行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。

現在、貧困の世代間連鎖が問題となっているなか、公教育、特に教育機会の平等に関することが課題となっています。また、少子化による学校の統廃合は通学に支障をきたす恐れもあり、地域間格差による教育機会の平等が脅かされる事態となっています。

さらに、公共施設の老朽化等が課題となる中、教育関連施設の占める割合は決して少なくありません。とくに頻発する自然災害時では避難所指定されている学校施設が多く、防災拠点としても重要な役割を果たし機能強化が急務となっています。

地域実態にあった教育の推進にむけ、教育機会の平等を拡充することや施設整備等の諸施策の実現が求められています。あわせて、教育行政に関する施策を担い日々職務に精励している現場職員の勤務労働条件の維持・向上も重要です。

教育行政に関する課題は多岐にわたることから、子ども達が安全で楽しく学べる環境を実現するための予算措置にむけ、以下のとおり所要の対応を要請いたします。

記

【学校給食職場】◎が回答項目

1. 調理員やその家族がノロウイルスに感染した際は、「学校給食衛生管理基準」の学校給食従事者の健康管理に「調理に直接従事することを控えさせる等の手段を講じる」と示されているものの、年次有給休暇で対応している自治体もあることから、実態に応じた基準の改正を行うとともに、感染症に対し衛生管理基準に沿った施設・設備の維持や検査費用にむけ、必要な予算措置を確保すること。

◎

2. 給食調理場の温湿度管理や衛生管理は、食中毒を発生させない、また調理員の安全衛生の点からも重要であるが、自治体によっては適切な環境ではないことから、空調設備の設置状況および温湿度管理の実態を調査し、空調設備の未設

置自治体に環境改善交付金の対象であることの周知徹底をするとともに、さらなる拡充を行うこと。◎

3. 給食調理施設の目的外使用については、「学校給食の提供に支障のない範囲で使用が可能であり、財産処分の手続きの対象には該当しない」という旨が各自治体まで周知されていないことから、大規模災害時などでは、迅速な対応が図られる必要があるため、引き続きすべての自治体に周知徹底すること。

あわせて、災害時等に給食調理施設を適切に活用できる災害時対応マニュアルが、各自治体において未整備であることから、国が「給食調理施設における災害時対応マニュアルのガイドライン」を作成し、各自治体の現状に沿ったマニュアル整備を行うよう自治体に助言すること。

4. 食物アレルギーをはじめ、医療ケア児や外国人児童など、すべての児童に平等な給食提供を行うため、さまざまな対応に対して想定される事例調査を実施し、教職員および調理員に対し研修等を行うとともに、アレルギー対策や食事制限、宗教食等に対応できる給食施設の整備、ならびに必要な人員確保のための環境改善交付金を拡充すること。

5. 学校給食を通じて子どもたちに正しい味覚を教え、食べることの楽しさや必要性を伝え、身につけさせることは、食育を推進するうえで重要であることから、「つながる食育推進事業」による学校給食事業への予算を確保するとともに、専門調理師の資格を有する学校給食調理員および食育推進員が積極的に関わられるよう各自治体に促すこと。

6. 学校給食現場における地産地消やオーガニック食材の使用、および食品ロスの取り組みについてはSDGsに直結する重要な課題であることから、全国の自治体が積極的に参画できるよう文部科学省が事業展開し、関係省庁と連携して交付金による支援についても検討すること。

7. 物価高騰の影響は食材費のみならず、衛生管理保持に必要な消耗品にも及ぼしていることから、保護者負担の軽減と安定的な給食の提供にむけ、必要な予算を確保すること。

8. 調理員不足による業務過多により、ヒューマンエラーを原因とする食中毒や異物混入事案の恐れが高まるとともに、定年引き上げに伴い高年齢層の調理員の割合が増加するため、適切な衛生管理のもと、安全で安心した学校給食の提供にむけ、配置基準を見直すとともに、現場実態に応じた人員配置（調理員）を自治体に求めること。

あわせて高年齢層の調理員の働き方（業務内容）について各自治体の事例を共有し、検討を行うよう自治体に促すこと。

9. 学校給食の安易な民間委託化を推し進めてきた結果、委託業者の破産申請や給食の質の低下など、多くの子どもに大きな影響を及ぼしている。より一層の食育の推進や災害対応における役割の観点を踏まえ、安定的に安全で美味しい給食の提供にむけ、再公営化を促すこと。◎

【学校用務員職場】

1. 学校用務員が環境整備を行うに際し労働安全衛生法で定められた特別教育の実施が必要であるが、受講せずに業務を行っている自治体があることから、各学校や学校設置者に対し、用務員を含めた教職員の安全衛生管理を周知徹底し、関係省庁に対し安全衛生管理要綱を策定するよう促すこと。あわせて、特別教育の受講に係る費用について予算措置を行うこと。

2. 災害発生時には学校施設が避難所に指定されていることが多いことから、避難所としての防災機能強化にむけ予算を拡充すること。

施設の破損状況の確認や開設にむけた応急修理が必要であるとともに、避難者に必要な物品準備など学校施設を熟知している学校用務員の役割が重要であることから、用務員を自治体及び学校の防災組織体制の一員に位置づけるとともに、防災士の資格取得や防災・救命講習等に必要な予算措置を行うこと。あわせて「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」について事例などを充実させること。◎

3. 農薬取締法第1条の「農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図ること」を踏まえ、農薬の取り扱いについては、適切に保管できるよう、新・増改築に関わらず、作業室、保管庫等の設置に対し、交付金の活用ができるよう要件緩和の予算措置を行うこと。

5. 学校施設の維持管理にあたり、遊具で使用した廃タイヤや汚泥、コンクリートガラなどさまざまな廃棄物が排出され、自治体によっては学校内で放置されていることから、これらの廃棄物が適正に処分できる予算措置を行うこと。◎

以上